

秦野市伊勢原市環境衛生組合  
秦野斎場指定管理者募集要項

令和2年8月

秦野市伊勢原市環境衛生組合

## 秦野斎場指定管理者募集要項

### 1 募集の趣旨

秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「本組合」という。）では秦野斎場を平成30年3月にリニューアルし、同年4月から供用開始し2年余りが経過しましたが、令和3年4月から指定管理者を新たに導入するにあたり、秦野斎場の管理運営等を行う指定管理者を本要項により募集するものです。

### 2 施設の概要

#### (1) 名称及び所在

ア 名称 秦野斎場

イ 所在 神奈川県秦野市曾屋1006番地

#### (2) 施設の設置目的

この施設は、墓地、埋葬法等に関する法律に基づく火葬場であり、国民の宗教的感情に適合しかつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から火葬が支障なく行われることを目的とします。

#### (3) 施設の規模

別紙「秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場施設設備概要」（以下「施設設備概要」という。）のとおりです。

#### (4) 休場日及び開場時間

ア 休場日は、1月1日から同月3日まで及び友引に当たる日とします。

ただし、本組合が必要と認める場合は、臨時に休場日を定め、又は休場日を変更することができます。

イ 開場時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、本組合が必要と認める場合は、開場時間を変更することができます。

### 3 指定管理者が行う業務

#### (1) 業務内容

指定管理者は、次の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。なお、詳細については、別紙「秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場指定管理者管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

- ア 火葬及び遺体安置に関する業務
- イ 斎場の維持管理に関する業務
- ウ その他、秦野斎場の管理運営に必要な業務

※業務の再委託については、本組合の承認を得た場合のみ第三者へ委託することができるものとしますが、業務を一括して再委託することはできません。

## (2) 指定管理業務における留意事項

ア 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例（昭和51年条例第4号）及びその他関係法令等を遵守してください。

イ 指定管理者は、斎場にふさわしいきめ細やかなサービスを利用者に提供するとともに、効率的かつ安定的な管理運営を行うものとします。

ウ 指定管理者は、業務を行うにあたり、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制に努めるものとします。

エ 施設及び設備等の管理においては、日常点検、定期点検、法定点検等を確実に実施し、業務に支障がないよう施設及び設備等の機能を維持するものとします。

オ 業務上発生した廃棄物については、法律や秦野市で定める条例等に従い指定管理者の責任において、適正に処理するとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進に努めるものとします。

カ 指定管理者は、次に該当するときは応急措置を行い、直ちにその状況を本組合に報告し、その指示を受けるものとします。

(ア) 災害その他の事故により、指定管理業務の執行が困難になったとき又はその恐れがあるとき。

(イ) 第三者が、施設及び設備に損害を与えたとき又は他人に損害を与えたとき。

キ 指定管理者は、本組合の承認を得た場合を除いて、施設を目的以外に使用することはできません。

## 4 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定を解

除することがあります。

## 5 経費等

### (1) 経費分担

指定管理業務に係る本組合と指定管理者の経費分担等は、仕様書のとおりです。（仕様書P18別表1）

### (2) 指定管理者の収入となるもの

#### ア 指定管理料

指定管理料は、募集時に提出された収支予算書の金額をベースに本組合と協議し、年度協定書により定めるものとします。

提案上限額 503,191千円（指定期間5年間の指定管理料合計）

※消費税及び地方消費税含む。配分については、収支計画（様式1-2）を参考にしてください。

#### イ 売店業務による収入

#### ウ 自動販売機による収入

#### エ 自主事業による収入

### (3) 経費の支払い

会計年度毎に支払いますが、支払いの時期や方法は年度協定で定めます。

### (4) 管理口座

経費は、団体自体の口座とは別に専用の口座で管理してください。

### (5) 本組合が支払う指定管理料に含まれるものは、次のとおりです。

#### ア 人件費

#### イ 事務費

#### ウ 管理費

### (6) 指定管理料の変更

指定管理者は、申請した事業計画書等で規定した業務を実施にあたり過不足を生じて、修繕に係る経費を除き指定管理料の変更はしません。

ただし、実施されなかった場合は、指定管理料の当該経費に係る分の返還を本組合に行うこととします。

## 6 個人情報の保護及び情報公開

指定管理者は、秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護条例（平成27年条例第2号）の規定により個人情報の適正な管理のための必要な処置を行

うとともに、秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開条例（平成27年条例第1号）の規定により積極的な情報公開に努めなければなりません。

## 7 リスクの分担

リスク管理を有効に行うため、想定されるリスクに対して本組合と指定管理者との間で事前に適切なリスク分担を定めるものとします。なお、詳細については、仕様書のとおりとします。

## 8 申請資格・条件

- (1) 火葬場の管理運営業務に関する知識を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人その他の団体（以下「団体」という。）であることとします。
- (2) 火葬及び遺体安置に関する業務（仕様書P5の8指定管理者が行う業務（1）火葬及び遺体安置に関する業務）を行う団体は、過去5年以内に官公庁が発注した類似施設の運営実績があることとします。（委託業務を含む。）
- (3) 単独で申請した団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。
- (4) 次に該当する団体は申請者になれません。
  - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により他の地方公共団体から指定を取り消され、その処分の日から起算して2年を経過していない団体。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている団体。
  - ウ 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）により、一般競争入札の参加停止又は指名停止を受けている団体。
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中である団体。
  - オ 市税、県税及び国税を滞納している団体。
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第72号）第2条第2号に規定する暴力団又は本組合が準用する秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する

暴力団経営支配法人等である団体。

## 9 提出書類

- (1) 秦野斎場指定管理者申請書（秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例施行規則（昭和51年規則第11号第8号様式）
- (2) 事業計画書（様式1-1）※1
- (3) 事業計画書（収支計画）（様式1-2）※1
- (4) 事業計画書（団体の概要等）（様式1-3）
- (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (6) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（営利法人でない団体の場合は、予算書及び収支決算書）※2
- (8) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）※3
- (9) 法人税の納税証明書（法人の場合に限る）及び消費税の納税証明書※4
- (10) 地方税の納税証明書※4
- (11) 団体等の就業規則
- (12) 申請団体（共同事業体による申請の場合には全ての構成団体）の役員等氏名一覧表（様式2）
- (13) 誓約書（様式3）
- (14) 共同事業体を結成して申請する場合は、各団体の上記(4)から(13)、共同事業体構成員届（様式4-1）、共同事業体協定書（様式4-2）、共同事業体委任状（様式4-3）を添付

※1 (2)、(3)の書類には会社名等を表示しないでください。

※2 過去3年分

※3 申請日から半年以内の全部事項証明書

※4 直近のもの

## 10 募集日程

- |            |      |                    |            |
|------------|------|--------------------|------------|
| (1) 公募開始日  | 令和2年 | 8月11日（火）           |            |
| (2) 現地説明会  | 令和2年 | 8月20日（木）           |            |
| (3) 質問受付期間 | 令和2年 | 8月20日（木）から<br>令和2年 | 8月26日（水）まで |
| (4) 質問回答期限 | 令和2年 | 9月 8日（火）           |            |

- (5) 申請書受付期限 令和2年 9月30日(水)
- (6) プレゼンテーション 令和2年10月19日(月) (予定)
- (7) 選定結果通知 令和2年10月30日頃(予定)
- (8) 指定議案の提出 令和2年12月
- (9) 協定締結 令和3年 2月

## 11 現地説明会等

### (1) 現地説明会

施設の状況等の確認、指定管理業務、申請方法、申請書類等について、説明会を実施します。申請を予定される団体は、必ずご参加ください。

なお、参加されない場合は申請できません。複数の団体が共同企業体を構成して申請する場合、構成する全ての団体が現地説明会に参加することが必要です。

参加される団体は、8月19日(水)正午までに様式6でメールにてお申し込みください。

ア 日時 令和2年8月20日(木)午後2時から

イ 場所 秦野斎場

ウ 人数 1団体3名まで

エ 申込 メール gyomu@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

オ 注意 申し込みの際、受信確認の連絡を必ずしてください。

※特別な場合(天災等)を除き、開始時刻に間に合わない団体等は不参加とします。

### (2) 現地確認・図面閲覧

指定管理業務や保守点検等の積算にあたり、本組合と事前調整の上で必要な現地確認や図面閲覧が可能です。希望される団体は、問合せ先までご連絡ください。

## 12 質問について

### (1) 受付方法

質問書(様式5)に記入のうえ、電子メールで提出してください。

メール: gyomu@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

### (2) 回答方法

メールで回答するとともに、本組合のホームページに掲載します。

(3) 日程

質問受付期間 令和2年8月20日(木)から  
令和2年8月26日(水)まで  
質問回答期限 令和2年9月 8日(火)

(4) 注意

現地説明会に参加していない団体は、質問できません。

13 申請書類の提出

(1) 提出先 秦野市伊勢原市環境衛生組合施設課

住所 秦野市曾屋4624番地 はだのクリーンセンター内3階

(2) 提出期限 令和2年9月30日(水)午後5時まで

提出時に提出書類の確認を行いますので、提出日の3日前までに提出日時をご連絡ください。

(3) 提出方法 持参(郵送不可)

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 提出部数 正本1部、副本10部

様式1-1~1-3については、ワード・エクセルで別途(CD-R)提出してください。

(5) 注意事項

ア 提出日の事前連絡を必ず行ってください。

イ 提出された申請書類は、提出後の差し替えはできませんので、記載事項及び添付資料等の確認を十分に行ってください。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ 提出された書類は、必要に応じて複写します。

オ 提出された書類は、情報公開に応じて公開します。

カ 申請書類作成及びプレゼンテーション等に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

キ 申請一団体(共同事業体)につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

ク 本組合が必要と認めるときには、追加資料を求めることがあります。

14 選定方法

秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価



委員会」という。)において、提出された事業計画書を審査項目に沿って審査し、評点の一番高い者を指定管理者候補に選定します。(審査項目については、別紙「秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場指定管理者選定審査項目」を参照してください。)

なお、プレゼンテーションは、申請時に提出した事業計画書に基づき実施してください。

また、募集要項に記載しているもののほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかった場合。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。その他、選定評価委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適切と認められた場合。
- (5) 選定評価委員会委員及び本組合職員への接触等により、不正に情報入手する等の事実が判明した場合。

## 15 プレゼンテーション

令和2年10月19日(月)に実施します。実施場所、時間等については、後日、申請者へ通知します。

## 16 選定結果の公表

選定結果については、本組合のホームページで公表するとともに、各申請者に文書で通知します。

## 17 指定管理者の指定手続き

### (1) 指定管理者の指定

選定評価委員会による指定管理者候補者の選定後、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会における指定の議決を経て指定管理者が決定します。

### (2) 協定の締結

本組合と指定管理者は、施設の管理運営全般について協定を締結します。主な内容は次のとおりです。

ア 指定期間に関する事項

イ 指定管理業務に関する事項

- ウ 指定管理業務の報告に関する事項
- エ 管理費用等財務に関する事項
- オ 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項
- カ 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 指定管理業務に係る情報公開に関する事項
- ク 災害・事故等緊急時の対応に関する事項
- ケ その他組合長が必要と認める事項

#### 18 事業報告の聴取等（モニタリング）について

事業報告書の提出以外に、秦野斎場の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をします。

#### 19 添付書類

- (1) 秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者申請書
- (2) 事業計画書（様式 1 - 1）
- (3) 事業計画書（収支計画）（様式 1 - 2）
- (4) 事業計画書（団体の概要等）（様式 1 - 3）
- (5) 申請団体（共同事業体による申請の場合には全ての構成団体）の役員等氏名一覧表（様式 2）
- (6) 誓約書（様式 3）
- (7) 共同事業体構成員届（様式 4 - 1）
- (8) 共同事業体協定書（様式 4 - 2）
- (9) 共同事業体委任状（様式 4 - 3）
- (10) 質問書（様式 5）
- (11) 現地説明会申込書（様式 6）

#### 20 問い合わせ先

〒257-0031 神奈川県秦野市曾屋4624番地

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課 葬祭施設班

電話 0463-82-2502

FAX 0463-83-5933

メール [gyomu@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp](mailto:gyomu@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp)

※申請状況に関する問い合わせは受け付けません。